

均等割非課税基準（令和3年度（令和2年分）改正）

世帯区分	扶養の人数	合計所得	給与収入
単身	0人	380,000円以下	930,000円以下
2人	1人	828,000円以下	1,378,000円以下
3人	2人	1,108,000円以下	1,680,000円以下
4人	3人	1,388,000円以下	2,100,000円以下
5人	4人	1,668,000円以下	2,500,000円以下
6人	5人	1,948,000円以下	2,900,000円以下
7人	6人	2,228,000円以下	3,300,000円以下
8人	7人	2,508,000円以下	3,688,000円以下
9人	8人	2,788,000円以下	4,036,000円以下
10人	9人	3,068,000円以下	4,388,000円以下
11人	10人	3,348,000円以下	4,736,000円以下

扶養の人数が1人以上の場合、下の計算式

$$(\text{扶養の人数} + 1) \times 28\text{万} + 26\text{万}8\text{千円以下}$$

※障がい者・ひとり親・寡婦・未成年 … 合計所得135万円（給与収入2,043,999円）以下非課税